

## 生活者・消費者教育に関する関係府省庁連携推進会議の開催について

令和2年11月24日  
関係府省庁申合せ

令和4年3月31日一部改正

### 1. 趣旨

生活者・消費者が被害に遭わないための教育や、よりよい社会の実現に向け自ら考え積極的に参画する生活者・消費者を育成するための教育は重要であり、各府省庁において様々な分野の教育・啓発活動を実施している。これまでも連携して取組を進めてきたところであるが、より効果的な情報発信に向けて、幅広い関係府省庁間において更なる連携の強化を図るため、「生活者・消費者教育に関する関係府省庁連携推進会議」（以下「連携推進会議」という。）を開催する。

### 2. 構成員

- (1) 連携推進会議の構成員は別紙のとおりとする。構成員は、必要に応じて追加することができるものとする。
- (2) 連携推進会議は、必要があると認めるときには、関係者に出席を要請し、意見を聴くことができる。

### 3. 分科会

連携推進会議の下に、より関わりの深い分野の中で連携を強化するため、「だまされない」教育分科会及び「自分で考える」教育分科会を置く。各分科会には連携推進会議の構成員の府省庁の中から参加することとし、別紙以外の課室も幅広く参加できるものとする。

### 4. 事務局

連携推進会議の事務は、消費者庁消費者教育推進課において処理する。

### 5. その他

前各号に定めるもののほか、連携推進会議の運営等に関し必要な事項は、連携推進会議において定める。

(別紙)

内閣府 大臣官房企画調整課長  
公正取引委員会 官房総務課長  
警察庁 生活経済対策管理官  
金融庁 総合政策局総合政策課総合政策管理官  
消費者庁 消費者政策課長  
消費者教育推進課長  
参事官(公益通報・協働担当)  
復興庁 原子力災害復興班参事官(福島予算計画担当)  
総務省 総合通信基盤局電気通信事業部消費者行政第一課長  
法務省 司法法制部司法法制課司法法制課長  
民事局参事官(成年後見担当)  
民事局参事官(成年年齢担当)  
外務省 国際協力局地球規模課題総括課長  
文部科学省 総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課長  
農林水産省 消費者行政・食育課長  
経済産業省 商務・サービスグループ消費経済企画室長  
産業保安グループ製品安全課長  
国土交通省 総合政策局バリアフリー政策課長  
環境省 大臣官房総合政策課環境教育推進室長

(オブザーバー)

国民生活センター